

# 沙留地区活性化計画

北海道興部町

令和2年2月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	沙留地区活性化計画
都道府県名	北海道

目標	(※3)	計画期間(※2)	令和2年度～令和6年度
本町の人口は、昭和26年に町制が施行され、農林漁業の発展とともに人口が増加してきたが、昭和35年の9,363人をピークに減少が続いています。現況人口は3,770人(平成31年3月31日現在)です。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると東部町の人口は令和7年には3,488人と予測され、令和12年には3,300人を下回ることが予想されています。本地区の人口推移も他地区同様少傾向であります。	本町は、沙留地区オホーツク管内の中間に位置し、東は紋別市、西南は西興部村及び滝上町、西北は雄武町に隣接し東西34.2km、南北24.4kmで総面積は、36.2.45km <sup>2</sup> を有し、北是山地系山間部を源としてオホーツク海に注ぐ5つの河川と、その支流の流域に農用地が広がり海岸線に農用地で約17%が農用地である。	【現況】平成28年～平成30年 定住人口の推移(転出入割合)	71.76% → 【目標】令和5年～令和7年 定住人口の推移(転出入割合)
※令和5年から令和7年の3ヵ年間の定住人口(転出入割合)3.24%増の75%を目指す。	75%		
目標設定の考え方	地区の概要	令和2年3月には本地区の酪農畜産農家8件で構成される沙留TMRセンターが完成し、本地区の自給飼料生産基地としての役割が期待されている。	令和2年3月には本地区の酪農畜産農家8件で構成される沙留TMRセンターが完成し、本地区の自給飼料生産基地としての役割が期待されている。
新規就農者や優秀な担い手の確保、又は、経営を継承する担い手の育成のため、JAの出資型法人として研修機能付き生産牧場の設立を計画中である。興部町においては20年で20戸の離農を予想しており、農地94.7haの余剰が出てくる。町は平成30年生乳生産49.753t、乳用経産牛頭数5,757頭を生乳生産農家5、377haの農地から生産飼養し、生乳生産9.2t/ha・農地0.89ha/頭と土地活用性の高い地域などないものもある。離農者から農場を一括的に売却したい。離農者が地域にいるから離農スケジュールを組めない可能性がある。就農希望者を常時確保しておき、「コア」が必要となり、また、興部町の近隣には研究牧場や研究牧場や研究牧場がないことから、研修牧場機能が望まれており、どのような機能を持たせるか重要な点となる。平成30年度に北オホーツク農業協同組合出資型生産法人設立委員会が設立、令和元年6月に北オホーツク農業協同組合出資型生産法人設立委員会が設立され、現在令和元年度補正畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業へ事業申請中であり、令和3年5月の稼働開始に向けて進めている。	新規就農者や優秀な担い手の確保、又は、経営を継承する担い手の育成のため、JAの出資型法人として研修機能付き生産牧場の設立を計画中である。興部町においては20年で20戸の離農を予想しており、農地94.7haの余剰が出てくる。町は平成30年生乳生産49.753t、乳用経産牛頭数5,757頭を生乳生産農家5、377haの農地から生産飼養し、生乳生産9.2t/ha・農地0.89ha/頭と土地活用性の高い地域などないものもある。離農者から農場を一括的に売却したい。離農者が地域にいるから離農スケジュールを組めない可能性がある。就農希望者を常時確保しておき、「コア」が必要となり、また、興部町の近隣には研究牧場や研究牧場や研究牧場がないことから、研修牧場機能が望まれており、どのような機能を持たせるか重要な点となる。平成30年度に北オホーツク農業協同組合出資型生産法人設立委員会が設立され、現在令和元年6月に北オホーツク農業協同組合出資型生産法人設立委員会が設立され、現在令和元年度補正畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業へ事業申請中であり、令和3年5月の稼働開始に向けて進めている。	今後の展開方向等(※4)	今後3年には北オホーツク農業協同組合出資型生産法人の搾乳ロボットを取り入れたフリーストール牛舎とし、経産牛規模182頭、個体乳量12,000kg、生乳生産量2,184tの生産規模を想定。受入研修生は3組6名、指導員5名を予定し、年間2～3戸の離農ベースを予定する北オホーツク農業協同組合出資型生産法人設立委員会が設立され、現在令和元年6月に北オホーツク農業協同組合出資型生産法人設立委員会が設立され、現在令和元年度補正畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業へ事業申請中であり、令和3年5月の稼働開始に向けて進めている。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無 法第5条第2項第2号イロハ・二 の別※3)	備考
興部町	沙留地区	新規就農者等技術習得管理施設(新規就農者等技術習得管理)	株式会社Farmto-mo	有	イ

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
興部町	沙留地区	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	興部町畜産振興協議会	成牛舎1、育成舎、哺乳舎(各1棟)、搾乳口ボット2基、スマリーストア1基

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

沙留地区(北海道興部町)	区域面積(※2)	3,848.1ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区的総面積3,848.1haのうち農林地面積は2,814.6haで73.1%を占め、全就労者580名のうち74名が農業従事者(畜産業のみ)で12.7%を占めている。興部町の基幹産業は農業と漁業であり、本地区の農業の振興は活性化に欠かせないものである。		
②法第3条第2号関係: 当該地区内人口は過疎化(平成28年度から平成30年度の3ヵ年における人口減少率8.57%)及び高齢化(平成31年4月1日における高齢化率は30.05%)が進行しており、農業経営の安定・向上を図るために定住促進が本地区の活性化のために有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は農業振興地域に指定されている区域であり、市街化区域はない。		

#### 【記入要領】

- ※1 地域が複数ある場合には、地域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

町が住民基本台帳を作成している「住民基本台帳人口及び世帯一覧表」により、3月31日を基準として滞留地区定住人口(転出入割合)の動態を調査し、達成状況の把握を行う。また、その結果の要因分析や本事業の実施による効果等について検証する。設定した達成状況の評価については令和7年9月に行う。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていること(にかんがみ、行われるものである。その他、必要な事項があれば適宜記載する)。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
・関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するためには必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、  
**農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。**